

組合員限定定期貯金 『きずな』



【取扱期間】令和7年5月1日(木)～

スーパー定期貯金(通帳式)

店頭
金利



1年

0.10%

3年

0.20%

ご契約額

50万円以上
1000万円まで

新規または既存定期貯金と同額の増額の預け入れに限ります。

※当JAに既にお預け入れいただいている定期貯金を解約(出金)し、再度ご入金いただいても対象となりませんのでご注意ください。

期 間

1年または3年の元金継続

ご利用
いただける方

当JA組合員の方(個人の方)

※お預入時に組合員にご加入いただいた方も組合員金利を適用させていただきます。農家の方でなくても組合員になれます。

※金利情勢等に変化があった場合、事前の通知なく金利・内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。



周南支店 0439(52)0118 周西支店 0439(52)1231 小櫃支店 0439(35)2511 久留里支店 0439(27)3251
亀山支店 0439(39)2111 小糸支店 0439(32)2591 平川支店 0438(75)2251 袖ヶ浦支店 0438(62)2231
大佐和支店 0439(65)0038 富津支店 0439(87)0717 天羽支店 0439(67)0103

JA きみつ組合員限定特別金利定期貯金商品概要説明書

商 品 名	組合員限定定期貯金 「きすな」	
	スーパー定期貯金(単利型)	スーパー定期貯金（複利型）
ご利用いただける方	・当 JA の組合員の方 ※個人に限る	
期 間	・1 年（自動継続扱い）	・3 年（自動継続扱い）
預入方法（１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	（１）一括預入 （２）50 万円以上 1000 万円まで （３）1 円単位	
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。（期間が1 年以下のものは一部支払いの取扱いができます。）	
利 息（１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の 入手方法	（１）預入時の約定利率（店頭表示金利+0.1%）を満期日まで適用します。 （２）満期日以降に一括して支払います。 （３）付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 （４）20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。※2037 年1 2月3 1日までの適用となります。 （５）金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	（１）預入時の約定利率（店頭表示金利+0.2%）を満期日まで適用します。 （２）満期日以降に一括して支払います。 （３）付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で6 か月ごとに複利計算をします。 （４）20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。※2037 年1 2月3 1日までの適用となります。 （５）金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—	
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。	・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本店または金融部（電話 0439-70-1588）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JA バンク相談所（電話 03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融部または JA バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」）」というでは、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 JA バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。	
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

詳しくは、お近くの JA 窓口へお問合せください。

（2025 年 5 月 1 日現在）